

# 第1章 計画の基本的な考え方





## 1 計画策定の背景



### 1-1 子育てをめぐる全国的な現状・課題

#### ① 子育て環境の変化

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている人口減少と地域経済の縮小に対応するためのさまざまな基本目標が示されました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくことが示されました。

また、雇用の流動化等による就労環境の変化や、男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

#### ② 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加するなかでは、保護者の働きやすさが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

#### ③ 支援が必要な子どもへの対応

さらに厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査（平成 28 年）」によると、平成 27 年において、わが国の 6 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会のなかで丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。



## 1-2 子ども・子育て支援新制度について

前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新たな制度が平成27年4月に始まりました。

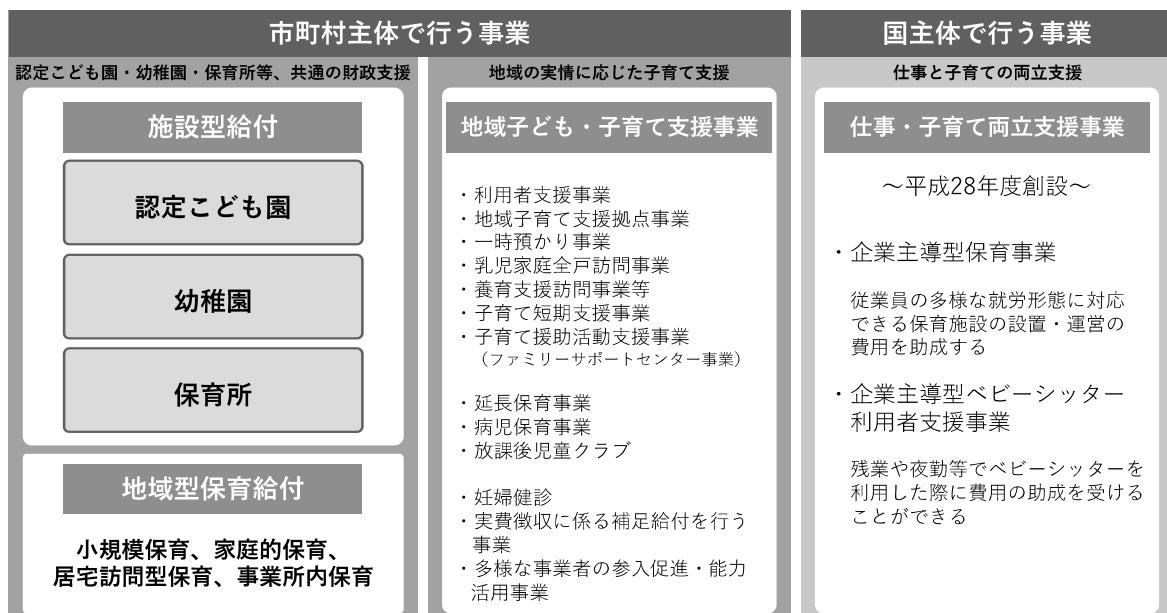
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、この子ども・子育て支援新制度を踏まえて策定されます。

### ■新制度のポイント

- (i)認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- (ii)認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- (iii)地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- (iv)市町村が実施主体となる
- (v)社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- (vi)政府の推進体制を整備
- (vii)子ども・子育て会議の設置
- (viii)仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（H28より。国が実施主体）

※国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成30年5月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK（平成28年4月改訂版）」）等を参照

### ■新制度の事業・給付体系





## 1 - 3 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

『一宮市子ども・子育て支援事業計画』(以下「前回計画」という)の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下ののような内容があります。

### ① 幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017(骨太の方針2017)」において実施が提言されました。その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に国会で可決・成立したことに伴い、令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料の無償化が開始されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化<ul style="list-style-type: none"><li>● 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし幼稚園は、満3歳から無償化</li><li>● 新制度の対象とならない幼稚園は、月額上限2.57万円まで無償化</li><li>● 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。ただし低所得者世帯等（年収360万円未満相当世帯）は副食費の免除を継続</li></ul></li><li>● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯に限り無償化</li></ul>
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保育の必要性の認定※1を受けた場合、幼稚園の延長保育の利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化</li></ul>
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、月額3.7万円までの利用料を無償化<ul style="list-style-type: none"><li>● 認可外保育施設※2のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象</li><li>● 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象</li></ul></li><li>● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯に限り月額4.2万円までの利用料を無償化</li></ul>

※1：保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）

※2：都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たした施設。ただし、経過措置として基準を満たさない施設も5年間対象

## ② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和4年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われました。

## ③ 新・放課後子ども総合プラン等を踏まえた動き

近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭等の児童等の増加が見込まれており、共働き家庭が直面する「小1の壁」や放課後児童クラブの待機児童の解消を目的として、「放課後子ども総合プラン」の次期計画となる平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備をより一層推進することとされました。

具体的な目標として、放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備して待機児童解消を図り、その後も女性就業率の上昇を踏まえて令和5年度末までに約30万人分整備することを目標に掲げられました。

また、すべての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施し、小学校内で一体型として1万か所以上の実施を目指しています。

## ④ 児童虐待防止をめぐる法的整備を踏まえた動き

近年、児童虐待をめぐる悲惨な事件が続いたことをうけ、児童虐待防止に向けた抜本的な対策強化を進めるため、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年6月に国会で可決され、令和2年4月から施行されることになりました。

改正法では、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化を目的としています。子どもの権利擁護では、体罰禁止について法定化し、体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行うこととしています。

また、国・自治体・関係機関が一体となって取り組むため、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策がまとめられ、児童相談所の体制強化と、市町村の体制強化を図るための「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。



## 2 計画策定の趣旨

『第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画』(以下、「本計画」という)は、近年の社会潮流や一宮市(以下「本市」という)の子どもを取り巻く現状、また、前回計画での進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するためのものです。

さらに、次世代育成支援や母子保健等、子どもと保護者を対象とした施策の基本的な方向性を定めるために策定します。



## 3 計画の基本的な事項



### 3-1 計画の位置づけ

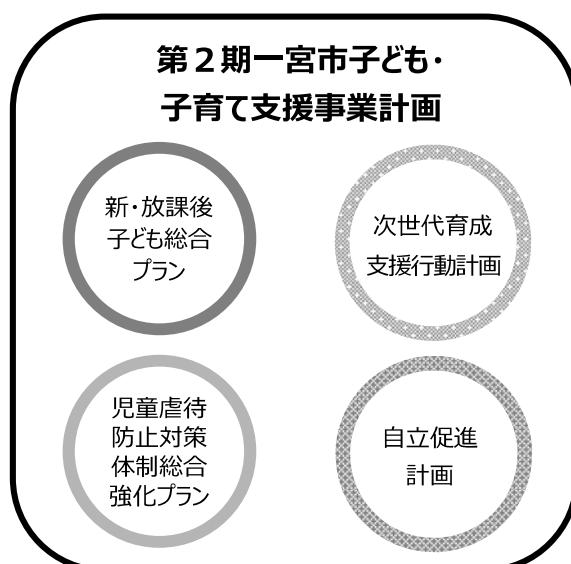
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次に掲げる計画を包括するものとして策定しています。

- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」

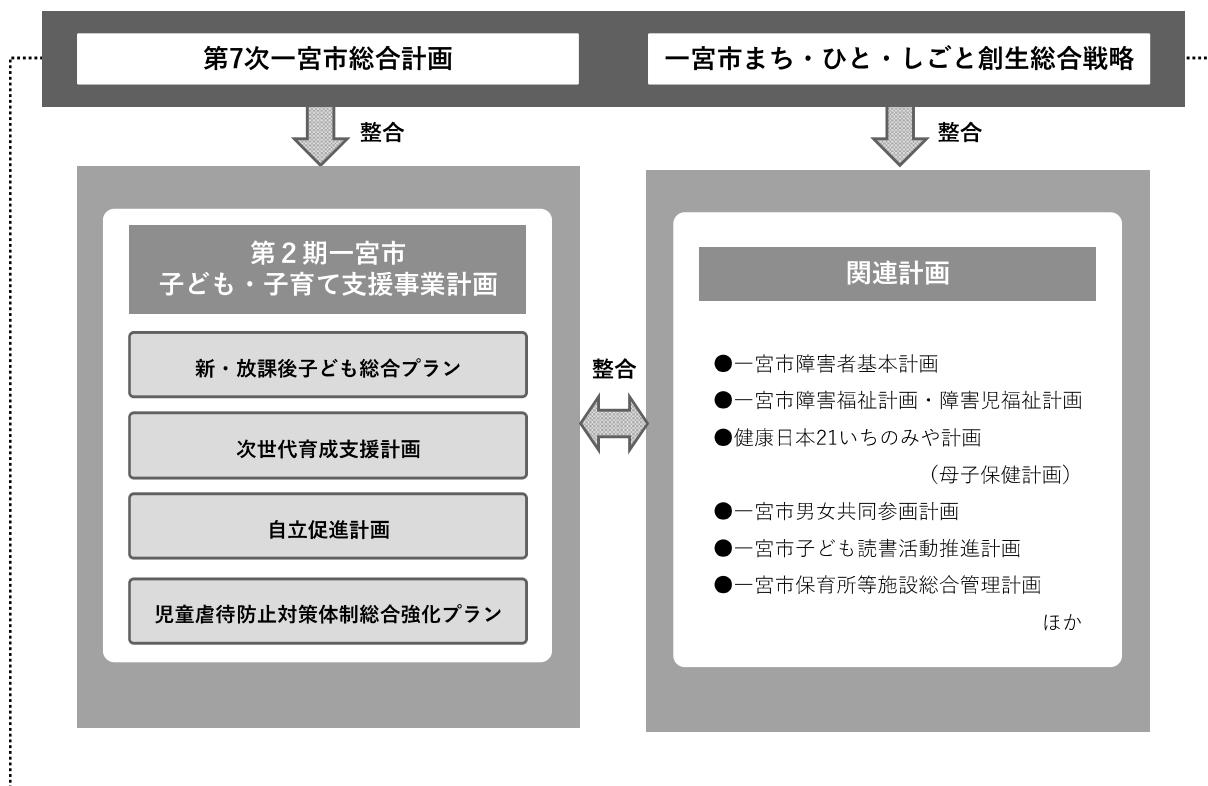
さらに、「新・放課後子ども総合プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、市町村において求められる役割について、本計画の中で定めていきます。

#### ■本計画の構成



本市の計画については、最上位計画である「第7次一宮市総合計画」や、「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとして、次の計画との調和や整合を図ります。

#### ■他の計画との関連性



## 3-2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	第1期		第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画				次期計画		

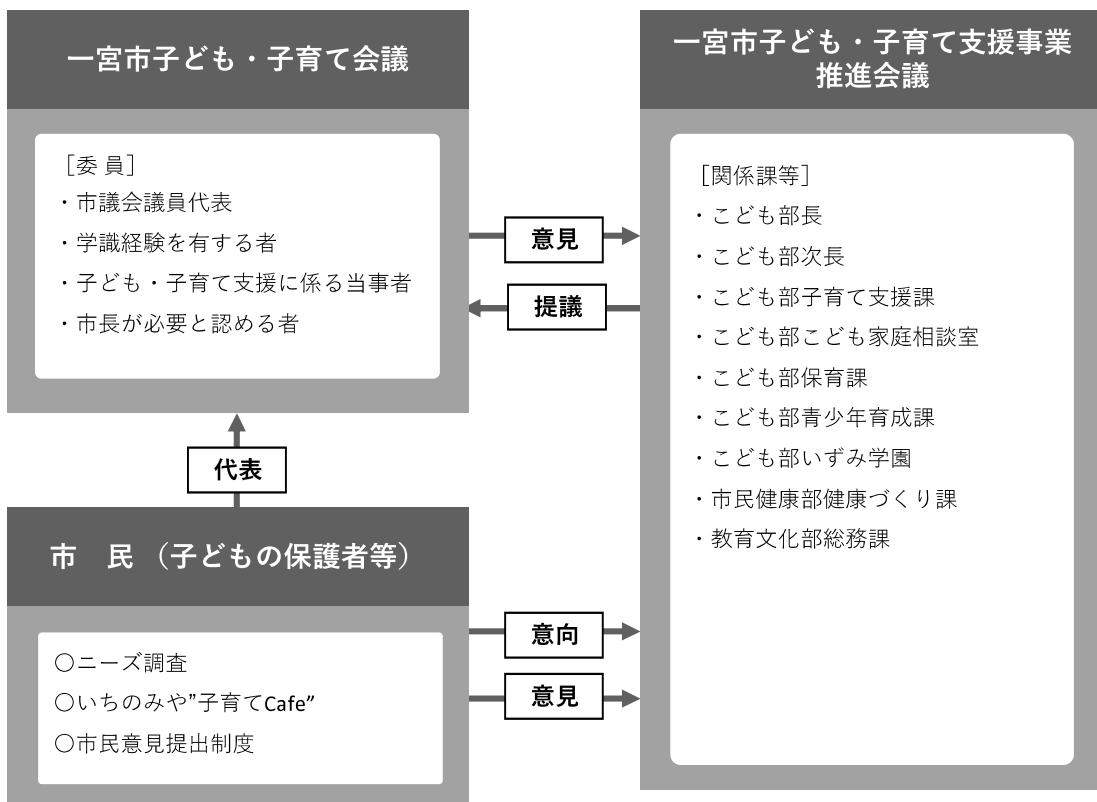


### 3-3 策定体制

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を開催し、関係課の連携により計画策定を進めました。なお、計画案検討の段階ごとに「一宮市子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

本計画は、「一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や子育てについて、あつたらよいと思う支援などの語り合いを行う「いちのみや”子育てCafe”」により把握した子どもの保護者の意向を基礎的な資料としており、また、市民意見提出制度により広く市民の意見を求めて策定しました。

#### ■一宮市子ども・子育て支援事業計画策定体制



#### ※一宮市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「一宮市子ども・子育て会議条例」により設置された合議制の機関で、市議会議員代表、保護者代表を含めた子ども・子育て支援に係る当事者、学識経験者などにより構成されています。